○防衛省告示第六十七号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を次のとおり指定し、並びに同飛行場に係る第一種区域、第二種区域（同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を含む。第四号において同じ。）及び第三種区域（防衛施設周辺の生活周辺の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第三項の規定により第三種区域とみなされた区域を含む。第四号において同じ。）の指定を次のとおり解除することとしたので、同令第十九条の規定により、告示する。ただし、これらの区域の指定及び指定の解除については、令和九年十月一日から適用する。

令和八年三月十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　第一種区域として指定する区域

イ　次に示す区域

三沢市五川目一丁目、五川目二丁目、五川目三丁目、五川目四丁目、大津三丁目、大津四丁目、岡三沢一丁目、岡三沢二丁目、岡三沢三丁目、岡三沢四丁目、岡三沢五丁目、岡三沢六丁目、岡三沢七丁目、岡三沢八丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、桜町一丁目、淋代一丁目、淋代二丁目、鹿中三丁目、鹿中四丁目、下久保一丁目、下久保二丁目、下久保三丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、花園町一丁目、東岡三沢一丁目、東岡三沢二丁目、東岡三沢三丁目、平畑一丁目、平畑二丁目、堀口一丁目、堀口二丁目、堀口三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、南山二丁目、美野原一丁目、四川目一丁目、四川目二丁目、四川目三丁目、四川目四丁目、四川目五丁目、四川目六丁目、大字大浦字淋代及び字母衣平出生並びに大字三沢字後久保、字大津、字小山田、字上野、字上屋敷、字北山、字下夕沢、字下野、字下堀、字水筒、字中平、字平畑、字南山、字向平、字山ノ神、字山ノ下及び字横沢

青森県上北郡東北町大字大浦字家ノ裏、字家ノ前、字井尻、字一本松、字榎谷地、字蛯沢、字上砂土路、字川内橋場、字川内、字上川内、字蟹沢、字上屋敷、字柏木下、字淋代、字下モ平、字下砂土路、字助十郎崎、字舘野、字立野、字中久根下、字沼端、字菱崎、字東堤尻、字寒水、字寒水頭、字母衣平出生、字明堂向及び字向山、大字上野字新堤向、字天ケ森及び字山添、上北北一丁目、上北南一丁目、上北南二丁目、上北南三丁目、上北南四丁目、旭北一丁目、旭北二丁目、旭北三丁目、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目並びに旭南四丁目

ロ　次に示す区域のうち東北防衛局及び三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分

十和田市大字大沢田字姥懐ノ上、字大開、字小下内及び字早坂

三沢市桜町二丁目、桜町三丁目、淋代四丁目、鹿中一丁目、鹿中二丁目、港町二丁目、港町三丁目、南山一丁目、美野原二丁目、大字犬落瀬字古間木並びに大字三沢字淋代平、字下久保、字園沢、字猫又、字浜通及び字堀口

青森県上北郡七戸町字川口

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢、字内山及び字中屋敷、金矢一丁目並びに金矢三丁目

青森県上北郡東北町大字大浦字大長根、字大沢、字観音沢、字唐虫沢、字境ノ沢、字外久根、字鶴沢向、字中久根、字中津、字東道ノ上、字道ノ下、字南平、字山ノ外及び字小川原湖、大字上野字揚地ノ下、字上野、字大長根、字北谷地、字軍事屋敷、字久保、字小長根、字下田、字堤向及び字南谷地、上北北二丁目、上北北三丁目、旭北四丁目並びに字蓼内久保、字寺沢川端、字長久保及び字間手場

二　第二種区域として指定する区域

イ　次に示す区域

三沢市岡三沢五丁目、岡三沢六丁目、四川目三丁目、四川目四丁目並びに大字三沢字北山、字下堀及び字向平

青森県上北郡東北町大字大浦字淋代、字寒水及び字向山

ロ　次に示す区域のうち東北防衛局及び三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分

三沢市五川目二丁目、岡三沢八丁目、東岡三沢一丁目、四川目一丁目、四川目二丁目、四川目五丁目、四川目六丁目、大字大浦字母衣平出生並びに大字三沢字後久保、字小山田、字上野、字上屋敷、字淋代平、字下夕沢、字下野、字水筒、字猫又、字浜通、字平畑、字山ノ下及び字横沢

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字内山

青森県上北郡東北町大字大浦字助十郎崎、字中久根下及び字母衣平出生

三　第三種区域として指定する区域

次に示す区域のうち東北防衛局及び三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分

三沢市岡三沢五丁目、岡三沢六丁目、四川目四丁目、大字大浦字母衣平出生並びに大字三沢字小山田、字上野、字北山、字下夕沢、字下野、字猫又、字平畑、字向平及び字横沢

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字内山

青森県上北郡東北町大字大浦字淋代及び字助十郎崎

四　第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

昭和五十四年防衛施設庁告示第十九号（三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）、昭和五十六年防衛施設庁告示第二十五号（三沢飛行場に係る第一種区域を指定した件）、昭和五十八年防衛施設庁告示第十九号（三沢飛行場に係る第一種区域を指定した件）、昭和六十三年防衛施設庁告示第十五号（三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）、平成七年防衛施設庁告示第九号（三沢飛行場に係る第二種区域及び第三種区域を指定した件）及び平成十一年防衛施設庁告示第五号（三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）において第一種区域、第二種区域及び第三種区域として指定した旨を告示した区域

備考　右に掲げる区域は、令和八年三月十六日における行政区画によって表示されたものとする。

官庁報告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月16日

国土交通大臣　金子　恭之

区域	種類	地上画素寸法	実施時期	整理番号	地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm	令和７年	ＣＫＴ―2024―24	銚子	デジタル	95枚
〃	12cm	〃	ＣＫＴ―2025―９	神子元島	〃	21枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2025―２	西条	〃	129枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2025―８	大築島	〃	27枚

備考　空中写真の刊行日　令和８年３月17日